予防接種のご案内

2024 年９月改訂
独立行政法人　国際協力機構
健康管理室

目次

1. はじめに p.1
2. 費用補助等対象者と費用補助対象期間 p.2
3. 渡航ワクチンについて p.2
⑴ 任意のワクチンについて
⑵ 黄熱ワクチンについて
⑶ 基礎免疫、追加接種の目安について
4. 接種方法 p.4
5. 費用補助等の金額と申請方法（キャッシュレス接種以外） p.5
⑴ 金額
⑵ 費用補助等申請方法
6. 派遣形態および対象者別留意点
⑴ 職員について p.8
⑵ 短期派遣専門家・調査団員の方の予防接種について p.8
⑶ JICA 海外協力隊について p.8
⑷ 妊娠中・授乳中の方について p.8
⑸ 小児・乳幼児について p.9
⑹ 65 歳の方の「肺炎球菌ワクチン」について p.10
⑺ 「髄膜炎菌性髄膜炎ワクチン」ついて p.10
⑻ 「昭和 37 年度～昭和 53 年度生まれの男性の風しんワクチン」について p.10
7. 海外で予防接種を受ける場合 p.10
8. 費用補助等申請先 / お問い合わせ先 p.11

1. はじめに

国際協力機構（ JICA ）は、開発途上国に派遣される関係者に対して、感染症予防対策として派遣（出張）前の予防接種を勧奨し、通知に従い費用補助・費用給付（以下、「費用補助等」という）をしています。感染症からご自身の身を守り、さらに周囲への感染を防ぐため、**必要な予防接種は可能な限り接種することを推奨します。赴任後は日常生活における感染予防対策を徹底するようお願いします。**なお、基礎免疫をつけるには、数回接種が必要なものもあります。任国では予防接種が困難な場合も多いため、予防接種にかかる留意事項を確認のうえ、本邦にて余裕をもって接種を開始するようお願いします。

基本的に予防接種は自己管理するものです。
ご自身の接種歴を確認した上で、必ず医師と相談して接種をしてください。
なお、新型コロナウイルス感染症のワクチンについては、この冊子には掲載しておりません。
添付１「季節性インフルエンザ予防接種・新型コロナワクチンの費用補助等について」をご参照ください。

2. 費用補助等対象者と費用補助等対象期間

下記対象者が派遣前（接種費用補助等開始の時期以降）～派遣中に接種したものが対象です。
派遣期間終了後は対象ではありません。（職員は p10. 「職員について」をご参照ください 。）

予防接種費用補助等対象者※と費用補助等対象期間

費用補助等対象者	費用補助等開始の時期	
在外職員	（無期）職員	内示以降の接種
	（有期）企画調査員（雇用）／支所長・期限付職員	採用内定通知日以降の接種
	在外職員（有期雇用者含む）の随伴家族	在外職員等と同時に渡航する場合は、本人と同時期 呼寄せの場合は、呼寄せ申請書の提出日以降の接種
調査団（職員等外国出張含む）	出張命令・依頼日以降（出張手続き開始以降）の接種	
専門家等（企画調査員（委託契約）含む）	派遣内定日以降の接種（国際協力調達部より本紙の連絡があった日以降の接種）	
専門家等（企画調査員（委託契約）含む）の随伴家族	専門家本人と同時に渡航する場合は、本人と同時期 呼寄せの場合は扶養親族異動届の提出日以降の接種	
JICA 海外協力隊	合格通知受領以降の予防接種 （ JICA 海外協力隊ホームページ「合格者の方へ」のご案内をご確認ください）	

※渡航に際して国際協力共済会に加入する方が費用補助等対象者となります。コンサルタント契約の専門家および調査団員は費用補助の対象ではありません。

3. 渡航ワクチンについて

「渡航ワクチン」には各国で推奨されるワクチン（任意のワクチン）と黄熱ワクチン（入国に必要なワクチン）とあります。
受診先の医師が推奨し FORTH （検疫所ホームページ）の渡航先の推奨にあるワクチンが補助等の対象となります。各赴任国で推奨されるワクチンや入国に必要なワクチンとご自身の接種歴をご確認の上、受診先の医師とよくご相談ください。
予防接種記録は自己管理です。健康管理室では皆様の予防接種履歴の管理をしておりません。
予防接種の際には、医療機関で作成される「予防接種記録カード」等に、接種日・接種内容を記入し、必ず任国に持参してください。派遣中に病気や怪我、動物に咬まれたりした場合、過去の予防接種歴を確認される場合があります。

（１）任意のワクチンについて
任意のワクチンは接種せずとも入国可能ですが、感染予防の観点から接種を推奨します。
厚生労働省検疫所の情報サイト「 FORTH 」各赴任国で推奨されるワクチン【各地域で感染リスクがありワクチンで予防や重症化の防止ができる疾患】の表をご確認ください。
FORTH 「海外渡航のための予防接種」：https://www.forth.go.jp/useful/vaccination.html

ご自身の赴任先地域印（●◎○）のあるワクチンのうち JICA が費用補助する渡航ワクチンは下記となります。

渡航ワクチン
■破傷風　■A型肝炎　■B型肝炎　■狂犬病　■ポリオ　■日本脳炎　■腸チフス
■髄膜炎菌性髄膜炎　■麻しん　■風しん　■水痘（水ぼうそう）■ダニ脳炎

FORTH の表に印はないが JICA が費用補助の対象とするワクチンについては以下の表も併せてご参照ください。

表１

FORTH の表でマーク（●◎○など）はないが JICA が費用補助の対象とするワクチン
①ポリオワクチン・髄膜炎菌性髄膜炎ワクチン：どちらの感染症も流行が流動的であり、赴任先地域に印がなくても受診先医師に相談されることを推奨いたします。
②腸チフス：接種推奨国は**全派遣国です。**国内承認がないワクチンのため FORTH に記載がありません。 ③ダニ脳炎ワクチン：接種推奨国は**東西ヨーロッパです。**国内承認がないワクチンのため FORTH に記載がありません。
④日本脳炎ワクチン：**パプアニューギニア**に渡航の方はインドネシアと陸続きであることと、世界保健機関（以下 WHO と記載）とアメリカ疾病予防管理センター（以下 CDC と記載）においては感染流行地域ではあるため、接種を推奨します。

＜任意のワクチンの留意事項＞

アフガニスタン・パキスタンに４週間以上滞在する方は、任国出国時に１年以内の**ポリオ**予防接種証明書の提示を求められることがあります。 WHO 書式の予防接種証明書が必要のため、必要な方は健康管理室国担当までお問い合わせください。

（２）黄熱ワクチン（入国に必要なワクチン）について

FORTH の「黄熱について」を参照し、ご自身が赴任される国において黄熱ワクチンが入国時に黄熱予防接種証明書を要求される国、または黄熱に感染する危険のある国かをご確認ください。

厚生労働省検疫所 FORTH 「黄熱について」：
https://www.forth.go.jp/useful/yellowfever.html#world_list

＜接種に関する留意事項＞
- 注射生ワクチンのため、接種後 27 日以上空けなければ他の注射生ワクチン接種ができません。
- 入国の 10 日前までに接種する必要があります。
- 持病のある方はあらかじめ主治医と相談することを推奨いたします。
- ６０歳以上の方は副反応の発生リスクが高くなるため注意が必要です。
- 接種後２ヶ月間は妊娠を避けるようにしてください。

＜予防接種証明書に関する留意事項＞

黄熱予防接種証明書（イエローカード）は生涯有効のため紛失しないようご注意ください。
2016 年以前の証明書も生涯有効となります。

（３）基礎免疫、追加接種の目安について
基礎接種とは初めて渡航のためのワクチンを接種する方に対する JICA としての接種回数の目安であり、追加接種とはすでに基礎免疫を完了した方に対する JICA としての接種回数の目安を提示しています。
本目安を参考に医療機関の医師に相談のうえ、ご自身で接種を検討してください。

ワクチン種類	基礎免疫		追加接種の目安・備考
	回数	一般的な接種間隔	
破傷風	３回	初回、3-8 週後、6 か月以降	・成人（小児期の定期接種完了者）は、再度基礎免疫は不要で１回追加を推奨 ・その後も 10 年以上経ったら１回接種を推奨。 ・追加接種においては、ジフテリアや百日咳の含まれた「Tdap」（海外製ワクチン）、「DTP」（日本製）、「DT」（日本製）の接種も可。 ・基礎免疫未完了は初回からやり直しを推奨
A 型肝炎（国産）	３回	初回、2-4 週後、24 週以降	・基礎免疫が未完了の場合はやり直し、または、必要な回数の追加を推奨 ・国産／輸入製どちらでも可 ・A 型肝炎ワクチンは１歳以上が対象
A 型肝炎（輸入）	２回	初回、6-18ヶ月後	
B 型肝炎（国産／輸入）	３回	初回、４週後、24 週後	
AB 肝炎混合	３回	初回、４週後、24 週後	
狂犬病（輸入または国内承認のラビピュール）	３回	初回、７日後、21-28 日後、（３回とも同じワクチンが望ましい）	・基礎免疫完了後の追加接種は１回を推奨 ・基礎免疫が未完了、その他必要に応じて初回からやり直しを推奨 ・旧国産（化血研製）のワクチンで基礎免疫を行った場合は、基礎免疫のやり直しを推奨 ・米国[*1]では基礎免疫は２回接種でよいとしているが、国際的なコンセンサスを得るには至っていない。このため、受傷後に現地主治医が曝露後５回の接種を必要と判断するケースがある
日本脳炎	３回	初回、4-8 週後（1-4 週）、6-12 ヶ月後	・成人（小児期の定期接種完了者）は、再度基礎免疫は不要で、接種は１回追加を推奨 ・基礎免疫が未完了の場合は初回からやり直しを推奨

ポリオ **（不活化）**	３回以上を推奨	初回、4-8週後、6-12ヶ月後（不活化の場合）	・成人（小児期の定期接種完了者）は、再度基礎免疫は不要で、接種は１回追加を推奨 ・その後は10年以上経ったら１回追加を推奨 ・基礎免疫が未完了の場合は初回からやり直しを推奨
腸チフス ※国内承認ワクチンなし	１回		・接種後３年以上経ったら、１回追加を推奨 ・ワクチンにより接種対象年齢が異なるため、医師と相談すること。
髄膜炎菌性髄膜炎 ※ MCV4（４価の結合型ワクチン）を推奨	１回		・接種後５年以上経ったら、１回追加を推奨 ・２歳以上が対象 ・ワクチンにより接種対象年齢に注意が必要なため、医師と相談すること
ダニ脳炎 ※国内承認ワクチンなし	３回	初回、1-3ヶ月後、5-12ヶ月後	・基礎免疫完了後３年以上経ったら、１回追加を推奨 ・基礎免疫未完了の場合は初回からやり直しを推奨
麻しん **風しん**	２回	初回、１ヶ月以上後	・小児定期接種（２回接種）完了していれば接種不要 ・１回接種の場合は１回追加を推奨。麻しん単体、MR(麻しん、風しん)、MMR（麻しん、風しん、流行性耳下腺炎）いずれでも可
水痘	２回	初回、３か月以上後（１回目接種後６～12か月経過した時期）	・小児定期接種（２回接種）完了していれば接種不要 ・水痘罹患のある場合は接種不要 ・１回接種の場合は、医師と相談すること

参考資料
- 厚生労働省検疫所FORTH　http://www.forth.go.jp/index.html
- WHO-International Travel and Health　http://www.who.int/ith/en/
- CDC-Travelers' Health　https://wwwnc.cdc.gov/travel/

４．接種方法

（１） FORTH において渡航先で推奨となっているワクチンをご確認ください。
ご自身の渡航先で黄熱ワクチンが該当された場合は、厚生労働省検疫所 FORTH 「黄熱について」を併せてご確認ください。
p.3 の表１「 FORTH の表でマーク（●◎○など）はないが JICA が費用補助の対象とするワクチン」もご留意ください。

（２）任意の医療機関で接種の上、明細のわかる領収書を予防接種補助申請書とともに費用補助等申請先にご提出ください。

（３）職員・専門家等（調査団を除く）においては、機構が発行する「予防接種依頼書」に必要事項を記入して持参することで、 JICA 本部（麹町）近隣の指定医療機関でキャッシュレス接種が可能です。（ JICA 海外協力隊はキャッシュレス接種対象外です）
キャッシュレス接種をご希望の方は、参考資料「予防接種指定医療機関（キャッシュレス）での接種案内」をご確認のうえ、予防接種カードを医療機関へご持参ください。

＜留意点＞

・予防接種は自由診療のため、医療機関により取り扱うワクチンや費用が異なります。取り扱いが少ないワクチンもありますので、ご自身に必要なワクチン接種が完了できるよう、接種スケジュールを検討する上で、事前に医療機関にお問い合わせすることをお勧めします。
・注射生ワクチン（黄熱・麻しん・風しん・水痘等）を複数の種類もしくは複数回接種予定の方は、 27 日以上接種間隔を空ける必要がありますので、早めに医師と相談し接種スケジュールをご検討ください。
・ FORTH 等を参考に各赴任国において推奨されるワクチンについて、ご自身のこれまでの接種歴を踏まえ、必要な接種内容や接種スケジュールを受診先の医師とご相談ください。

下記サイトで医療機関の検索が可能です。
・厚生労働省検疫所 FORTH 「予防接種実施機関」
https://www.forth.go.jp/moreinfo/vaccination.html
・日本渡航医学会「国内トラベルクリニックリスト」
http://jstah.umin.jp/02travelclinics/

5. 費用補助等の金額と申請方法（キャッシュレス接種以外）

（１）金額

- FORTH （検疫所ホームページ）の渡航先で推奨されているワクチンのうち、「渡航ワクチン」の【予防接種料】が費用補助等対象となります。対象外のワクチンについては、医師とご相談のもと接種された場合であっても、費用補助等となりません。
- 診察料は１回の渡航に対して3,000円（税込み）を上限に、ワクチン補助上限額を超える場合でも実費を費用補助等対象とします。
- 抗体検査・交通費・予防接種記録転記料等（文書料）は、補助対象外です。

ワクチン名	費用補助等の金額	参照
破傷風 Ａ型肝炎 Ｂ型肝炎 ポリオ 日本脳炎 腸チフス 風しん 水痘（水ぼうそう） ダニ脳炎 ※流行性耳下腺炎は渡航ワクチンではありません	【予防接種料】 ①診察料（初診料＋再診料、時間外診察料を含む） ②ワクチン代 ③ワクチン接種手技料 ④消費税 ①～④を併せて 13,000 円（１種類／回）を上限とした実費 （2024 年４月１日接種分から適用）	混合ワクチン（２種類または３種類以上）：補助等の対象となっているワクチン１種類につき 13,000 円を上限としてその実費を補助 ①Ａ型・Ｂ型肝炎混合の予防接種：２種とも補助等の対象のため、 26,000 円を上限に実費を補 ②ＭＭＲ（麻しん・流行性耳下腺炎・風しん）：流行性耳下腺炎は自治体からの費用負担が受けられる小児の基本的予防接種ではないため、麻しんと風しん分 26,000 円分を上限に実費を補助
麻しん	①～④を併せて 13,000 円（１種類／回）を上限とした実費 （2024 年４月１日接種分から適用）	入国先で麻しんの接種証明（抗体証明）を求める場合は麻しんワクチンの接種料＋接種証明書発行料＋抗体検査料が補助の対象（交通費は含まない）
狂犬病 髄膜炎菌性髄膜炎	①～④を併せて 25,000 円 （１種類／回）を上限とした実費	
黄熱	①～④を併せて実費＋ 黄熱予防接種証明書作成料＋交通費 ※詳細は次の項を参照	ワクチンを接種する時点で FORTH にて黄熱予防接種証明書要求国を確認（経由地によって要求された場合も含む）、及び予防接種推奨国に派遣される場合、FORTH に記載がなくても、任国への入国に際し黄熱接種証明書が必要な場合は費用補助等対象。 海外協力隊の対象者は別途事務局から連絡があります。

■黄熱ワクチンの費用補助額等について

① **予防接種料（診察料等の雑費も併せ実費を補助）**

② **黄熱予防接種証明書（イエローカード）作成料**

・パスポートの記載変更（姓の変更）に伴い接種証明書の記載を変更する場合は診察料も含めて費用補助対象（実費を補助）となります。変更前と変更後の接種証明書のコピーをご提出ください。（記載変更時に変更前の接種証明書は回収されるため、事前にコピーをお取りください。）

・接種証明書の紛失または有効期限更新のために再発行する場合は費用補助等の対象外です。

③ **交通費**（以下に記載する条件を満たす場合）

専門家・調査団（外部人材）：居住地最寄り駅から接種可能な検疫所等の最寄り駅までの最も経済的な経路及び方法による交通費を支給します。ただし、支度料が支給される方は、居住地最寄り駅から接種可能な検疫所等最寄り駅まで、最も経済的な鉄道路線で片道100ｋｍ以上ある場合のみ請求できます。

JICA 海外協力隊：以下のいずれかに該当する場合に支給します。

ア）接種時現在の居住地最寄り駅から最も近い検疫所等の最寄り駅まで最も経済的な鉄道路線で片道100ｋｍ以上ある場合

イ）居住地に最も近い検疫所等を訪問するために、航空機又は船舶又は車両の利用が必要となる場合、その片道運賃が3,500円を超える場合

職員：JICA 職員で支度料が支給されていない方（短期の調査団等）については、居住地最寄り駅から接種可能な検疫所等の最寄り駅までの最も経済的な経路及び方法による交通費が給付対象となります。その場合、ご自身の定期券以外の経路については各部のICカードを使用し精算をしてください。ご自身で立替払いをした場合は、その後の健康管理室への費用補助等申請は原則不可としておりますのでご了承ください。

参照：健康診断等に係る勤務管理等の取扱いについて（sharepoint.com）

在外赴任の職員及びその随伴家族：交通費は支度料に含まれるため、費用補助対象外です。

＜黄熱ワクチンの費用補助等の留意事項＞

- 赴任される国では必須でなくとも、「**黄熱に感染する危険のある国**」を経由し入国する場合に、黄熱予防接種証明書を要求されることがあります。経由地が未決定の段階で、経由地により接種証明書が必要になるケースは、原則、経由地が決定後に必要な時に接種をしてください。
- **「乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に 12 時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求される」**渡航先において、予定の乗り継ぎ時間が 12 時間以内であってもフライト遅延等のリスクが高い場合は費用補助の対象です。
- 赴任前に「**黄熱接種証明書が必要な国**」「**黄熱に感染する危険のある国**」への出張が決まっている場合は、出張旅程表等を提出いただくことで、赴任前に接種する分が費用補助対象となります。
- 任国赴任後に業務のために黄熱の接種が必要となった場合は、任国で精算をしてください。私費旅行（緊急移送の準備を含む）は費用補助の対象外です。
- 黄熱ワクチンは１回接種で生涯有効ですので JICA への費用申請も１回のみとなります。接種証明書の紛失等で２回目の接種費用申請はできません。

（２）費用補助等申請方法

- 最後に接種したワクチンの領収日から６０日以内に、接種したものをまとめて JICA 各申請先担当宛に到着するようにご提出ください。
- ワクチンの接種間隔が３ヶ月以上空く場合は、分けて申請してください。
  （例：Ａ型肝炎を２回目まで接種し、３回目接種が５ヶ月後になる等）
- 年度内（4/1～3/31 ）に接種したものは翌年度の4/1まで必着です。３月に接種する方はご注意ください。
- 不備のあるものは受付できませんのでご注意ください。
- 費用補助等申請額と実際の入金額が異なる場合であってもご連絡しておりません。何か不明点等あれば健康管理室までお問い合わせください。

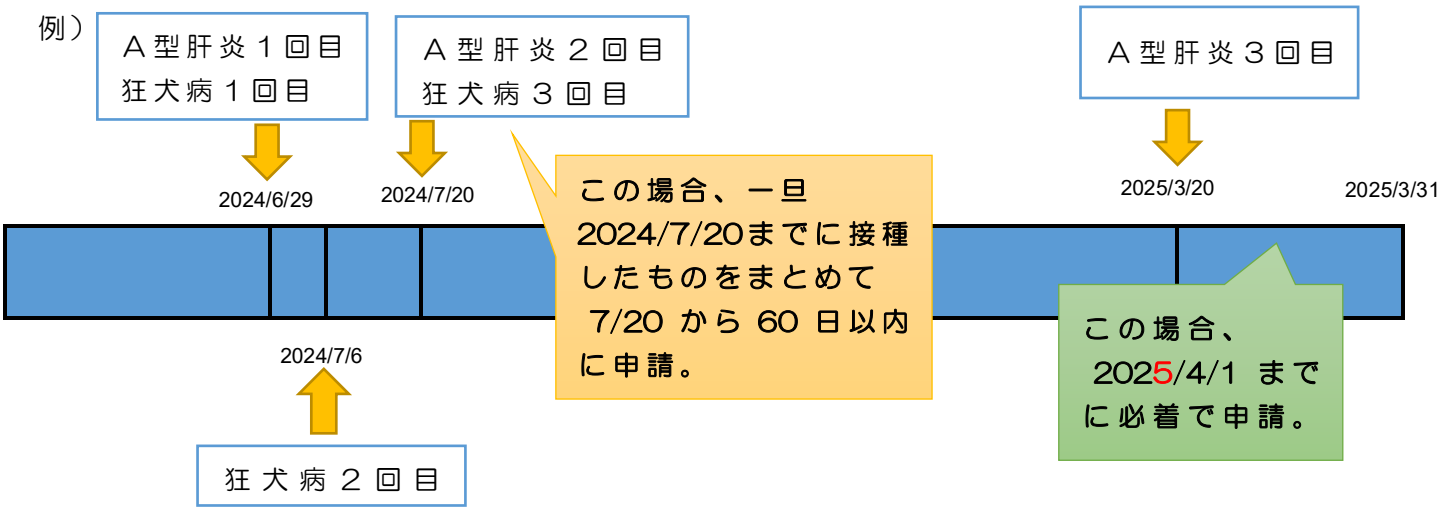

【申請書類】

申請書類は職制により異なるため、【専門家等用】費用申請書または【役職員等用】の費用立替払清算書（以下、「申請書等 」） の共通情報入力シートの申請者区分をご確認ください。

職制	申請書
専門家（一般・有償）、調査団員（外部人材）、 JICA 海外協力隊	専門家等用
職員、専門嘱託、企画調査員（雇用）、特別嘱託など	役職員等用

※明細書がない場合、領収書にワクチン名ごとの料金が分かるよう記載を依頼してください。
　または医療機関の予防接種料金表の添付でも可能です。

６．派遣形態および対象者別留意点

（１）. 職員について

随伴家族を含め、ワクチンの接種管理をお願いいたします。
接種記録は必ず保管し適時追加接種を行い、健康管理に努めてください。
出張や赴任後の基礎免疫分の予防接種は費用補助等の対象とします。詳細は、こちらをご確認ください。

(2). 短期派遣専門家 / 調査団員（外部人材）の方※の予防接種について

出張や短期間の滞在では、感染症の危険にさらされる期間が短く、日常生活で予防措置を徹底すれば、感染症にかかるリスクは長期滞在に比べて低いと考えられますが、滞在期間や業務・活動内容等も考慮して渡航前に受ける予防接種を選択してください。
FORTH の【各地域で感染リスクがありワクチンで予防や重症化の防止ができる疾患】の表をご確認ください。短期派遣の方で追加接種時期（３回目）が帰国後になる場合、将来の海外赴任や旅行に備えて、所定の間隔で追加接種を受けて基礎免疫を終了しておく事をお勧めします。（ただし、帰国後の予防接種料は JICA の費用補助等対象外となります 。）

※上記の専門家および調査団員とはコンサルタント契約等の業務実施契約（単独型）を除きます。

(3). JICA 海外協力隊について

ホームページ「合格者の方へ」https://www.jica.go.jp/volunteer/qualifier/index.html も合わせてご確認頂き、接種が必要な場合は本紙に基づきご対応ください。
長期派遣者向け訓練参加者は訓練所にて予防接種を行う予定ですが、訓練所入所前に必要な予防接種がある場合はご自身の接種歴を確認したうえで、医師と相談して接種をしてください。また、赴任する各国からの留意事項がホームページ「 JICA 海外協力隊赴任前留意事項【国別 】」
https://www.jica.go.jp/volunteer/qualifier/consideration/
に掲載があるのでご確認ください。
語学訓練免除者及び短期派遣者は、本紙に基づき予防接種を実施してください。

任国では必要なワクチンが確保できないことや、在庫が流動的な場合が多く、希望通りの接種ワクチンが難しい場合があります。
必要な予防接種を本邦で実施してからの渡航を、強く推奨いたします。

（４）. 妊娠中・授乳中の方について

妊娠中又は妊娠している可能性がある方は、一般に全妊娠期間を通じて生ワクチンの接種は**原則禁忌**です。
妊婦が黄熱感染の可能性のある国へ渡航することは勧めません。
また、授乳中の黄熱ワクチンも避けるべきと言われています。
接種の必要がある場合には医療機関の医師とよく相談をしてください。

（５）. 小児・乳幼児について

日本の定期予防接種を優先的に接種してください。
自治体から費用補助等が受けられる対象年齢の方が、派遣決定後および在外赴任中（出発日～帰国日、一時帰国含む）のために自治体の補助が受けられない場合にのみ補助します。

小児の定期予防接種
■DPT-IPV（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）■ BCG ■ MR（麻しん・風しん）■日本脳炎 ■ヒトパピローマウイルス（ HPV ）■ Hib ■水痘（水ぼうそう） ■肺炎球菌 ■Ｂ型肝炎
■ロタウイルス

子どもの定期接種スケジュールについては、下記をご参照しご検討ください。
NIID 国立感染症研究所 定期予防接種スケジュール
予防接種スケジュール (niid.go.jp)
日本小児科学会が推奨する予防接種スケジュール
日本小児科学会が推奨する予防接種スケジュール | 公益社団法人 日本小児科学会 JAPAN PEDIATRIC SOCIETY (jpeds.or.jp)

※ヒトパピローマウイルス（ HPV ）ワクチンについては 2022 年４月１日～ 2025 年３月までの期間、キャッチアップ接種を実施しております。詳細は下記厚労省のご案内をご参照ください。ヒトパピローマウイルス（ＨＰＶ）ワクチンの接種を逃した方へ

＜留意点＞
・日本の定期予防接種のうち、特に、４種混合（DPT-IPV）、 BCG 、麻しん、 Hib は、WHO が中心となって世界的規模で進めている「予防接種拡大計画（ EPI ：Expanded Program on Immunization ）」で接種勧奨されている予防接種ですので、赴任先が先進国・途上国いずれの場合も、最優先に接種してから渡航するようにしてください。
・定期予防接種をした上で、小児も成人と同様に、渡航ワクチンの接種を勧めます。
・黄熱予防接種は９ヶ月以上の乳児は接種する必要があります。一部の国では６ヶ月以上の乳児にも接種を要求していることがありますので、必ず事前に赴任国の情報をご確認ください

＜お子さまが海外で予防接種をする場合の留意事項＞
・予防接種の方針は国によって異なり、日本は諸外国と比較して、乳幼児期に義務化されている予防接種の種類や回数が少ない傾向にあります。
・お子様が現地で学校に入学する場合、その国の方針に従って不足分の接種が必要になる場合がありますので、赴任後は、現地医療機関の医師の指示に従って接種してください。（但し、 JICA で費用補助等となる予防接種は、本紙で費用補助等の対象としている予防接種のみです。）
・現地で病院受診が必要になった場合や、学校に入学させる際には、母子手帳に記載されている情報や、既往歴・アレルギーの有無、予防接種記録が必要となる場合がありますので、医療機関の医師の署名入りの英語訳を赴任時に携行することをお勧めします。

＜費用補助等について＞
予防接種料
①診察料＋②ワクチン代＋③ワクチン接種手技料＋④消費税
（時間外診察料を含む）
①～④を併せて、 13,000 円（１種類／回）を上限とした実費

(6). 65 歳の方の「肺炎球菌ワクチン」について

2014 年 10 月１日から 65 歳以上を対象に定期接種となりました。 65 歳、 70 歳（以降５歳毎）になる年が自治体からの補助があります。

該当年齢の時に海外にいて自治体からの補助を受けられない場合のみ、費用補助等の対象となります。

肺炎球菌ワクチンは 「ニューモバックス NP （ 23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」を１回接種します。

＜費用補助等について＞

予防接種料：①診察料＋②ワクチン代＋③ワクチン接種手技料＋④消費税（時間外診察料を含む）

①～④を併せて、 13,000 円（１種類 / 回）を上限とした実費

(7).「髄膜炎菌性髄膜炎ワクチン」について

ワクチンにより接種対象年齢に注意が必要なため、医師と相談した上で接種を検討してください。

サウジアラビアではメッカからの巡礼時期（ハッジ・ウムラ）に、査証取得する際に予防接種が要求されます。

(8).「昭和 37 年度～昭和 53 年度生まれの男性の風しんワクチン」について

1962 年４月２日～ 1979 年４月１日生まれの男性を対象に、抗体検査と予防接種を無料で受けられるクーポン券を配布する事業が、 2024 年度末まで実施されています。詳細については住民票のある市区町村にお問い合わせください。

7．海外で予防接種を受ける場合

国によってワクチンの流通事情は大きく異なるため、できるだけ渡航前の接種を推奨します。

海外で接種する場合は、信頼できる製造会社のものか、 WHO 等の公的機関から品質が承認されているか、適切な温度管理下で保管されているか等、安全性を判断してください。 WHO や各製薬会社のサイト等も併せてご参照ください。

日本で初回接種を受け、追加を海外で受ける場合は、追加接種の時期や接種するワクチンについて日本の担当医師に助言を得ておくようにしてください。

また、日本ではワクチン接種による健康被害が生じ因果関係が証明された健康被害については、多くが予防接種健康被害救済制度の対象となりますが、開発途上国では対応措置が殆どとられていないのが実情です。

【 WHO ワクチン品質に関する情報】

WHO/UN United Nations prequalified vaccines

https://extranet.who.int/pqweb/vaccines/list-prequalified-vaccines

８．費用補助等申請先／お問い合わせ先

本邦で接種した分の費用補助等申請書の申請先は下記担当宛、在外で接種した分については在外事務所に提出してください。ただし、派遣国に在外事務所がない場合（本部直轄の専門家等含む）、及びやむを得ない事由により在外事務所で支払い手続きができなかったものは、本邦申請先へご提出ください。

<table>
<tr><th colspan="2">対象者</th><th>費用補助等申請関連
問い合わせ先・申請先</th><th>予防接種の内容等の問い合わせ先（※）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">JICA
海外協力隊</td><td>合格後～派遣前まで</td><td>【問い合わせ先】
JICA 海外協力隊合格者窓口
045-719-5182
v-guide@joca.or.jp
【申請先】
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-4-1
竹橋合同ビル７Ｆ
青年海外協力隊事務局
JICA 海外協力隊合格者窓口　宛</td><td rowspan="2">健康管理室
海外班
03-5226-6402
expertvolunteerkenko@jica.go.jp</td></tr>
<tr><td>派遣中・一時帰国中</td><td>【問い合わせ先】
健康管理室総務班
03-5226-6401
expert_kenko@jica.go.jp
【申請先】
〒102-8012
東京都千代田区二番町 5-25
二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構
健康管理室　宛</td></tr>
<tr><th colspan="2">対象者</th><th>費用補助等申請先</th><th>予防接種の内容等の問い合わせ先</th></tr>
<tr><td colspan="2">専門家
企画調査員（業務委託契約）等
調査団員（外部）</td><td rowspan="2">【問い合わせ先】
健康管理室総務班
03-5226-6401
expert_kenko@jica.go.jp（専門家等）
staffkenko@jica.go.jp（職員等）
【申請先】
〒102-8012
東京都千代田区二番町 5-25
二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構
健康管理室　宛</td><td>健康管理室
海外班
03-5226-6402
expertvolunteerkenko@jica.go.jp</td></tr>
<tr><td>JICA職員等
調査団員</td><td>国内勤務者
企画調査員（雇用契約）
在外勤務（予定）者
随伴家族
※本邦で接種した場合</td><td>健康管理室
職員班
03-5226-6419
staffkenko@jica.go.jp</td></tr>
</table>

（※）任国滞在中の予防接種の内容等の問い合わせは、任国を担当する在外健康管理員にお願いします。